

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 13 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 1 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 25 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 25 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間 (ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。	



物 件 目 録

☆60 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1466 番4

地 目 畑

地 積 75 平方メートル

61 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1466 番8

地 目 雑種地

地 積 71 平方メートル

62 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1459 番1

地 目 宅地

地 積 36.14 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



物件明細書

令和 7年11月21日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 杉 山 優 依

1 不動産の表示

【物件番号60～62】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号60～62】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号60～62】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号61】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|----|------|-------------|
| 60 | 所 在 | 伊勢原市東大竹字下谷戸 |
| | 地 番 | 1466番4 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 75平方メートル |
| 61 | 所 在 | 伊勢原市東大竹字下谷戸 |
| | 地 番 | 1466番8 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 71平方メートル |
| 62 | 所 在 | 伊勢原市東大竹字下谷戸 |
| | 地 番 | 1459番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 36.14平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 雑種地 |



令和 3年(ケ)第 115号
令和 3年 9月 2日受理
令和 3年12月20日提出

現況調査報告書（4の4）

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 小早川 健 造

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

6 0 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 6 6 番 4

地 目 畑

地 積 7 5 平方メートル

所有者 B

6 1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 6 6 番 8

地 目 雑種地

地 積 7 1 平方メートル

所有者 B

6 2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 5 9 番 1

地 目 宅地

地 積 3 6 . 1 4 平方メートル

所有者 B

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (所有者)	1 (1) 物件60土地は、従前、親戚の者に無償で貸していましたが、今回私のほうで返していただきましたので、現在は私が家庭菜園として使用しています。 (2) 物件61土地は、特に何の用途にも使用していません。 (3) 物件62土地は、道路へ出るための階段です。 (4) 本件土地（物件60、61、62）は他人には貸していません。 2 本件土地と隣接地との境界には、争いは何もありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 (1) 本件土地（物件60、61、62）には、現場の状況及び所有者の陳述からして、第三者の占有徴表は認められない。
 - (2) 物件60土地は、現に耕作されている様子が見受けられたが、所有者の陳述からして同人が家庭菜園として使用しているものと認める。
 - (3) 物件61土地は、現場の状況及び所有者の陳述からして、灌木・雑草等が茂った土地であって特に利用されているものとは思われない。また、物件62土地は、所有者の陳述のとおり大半階段で構成されており通路として使用されているものと思われるが、一般の通行の用に供されているものとは思われない。
 - (3) よって、物件60土地は所有者が畑（家庭菜園）として使用しているものと認め、物件60及び61土地は所有者が雑種地として使用しているものと認める。
- 2 物件61土地の境界は、必ずしも明確ではない。
- 3 物件62土地に接する地番「1459番4」の土地は私道であり、登記及び現況ともに公衆用道路と認められるところ、所有者はこの私道の持分9分の1を有しているが、本件競売の対象とされていない。

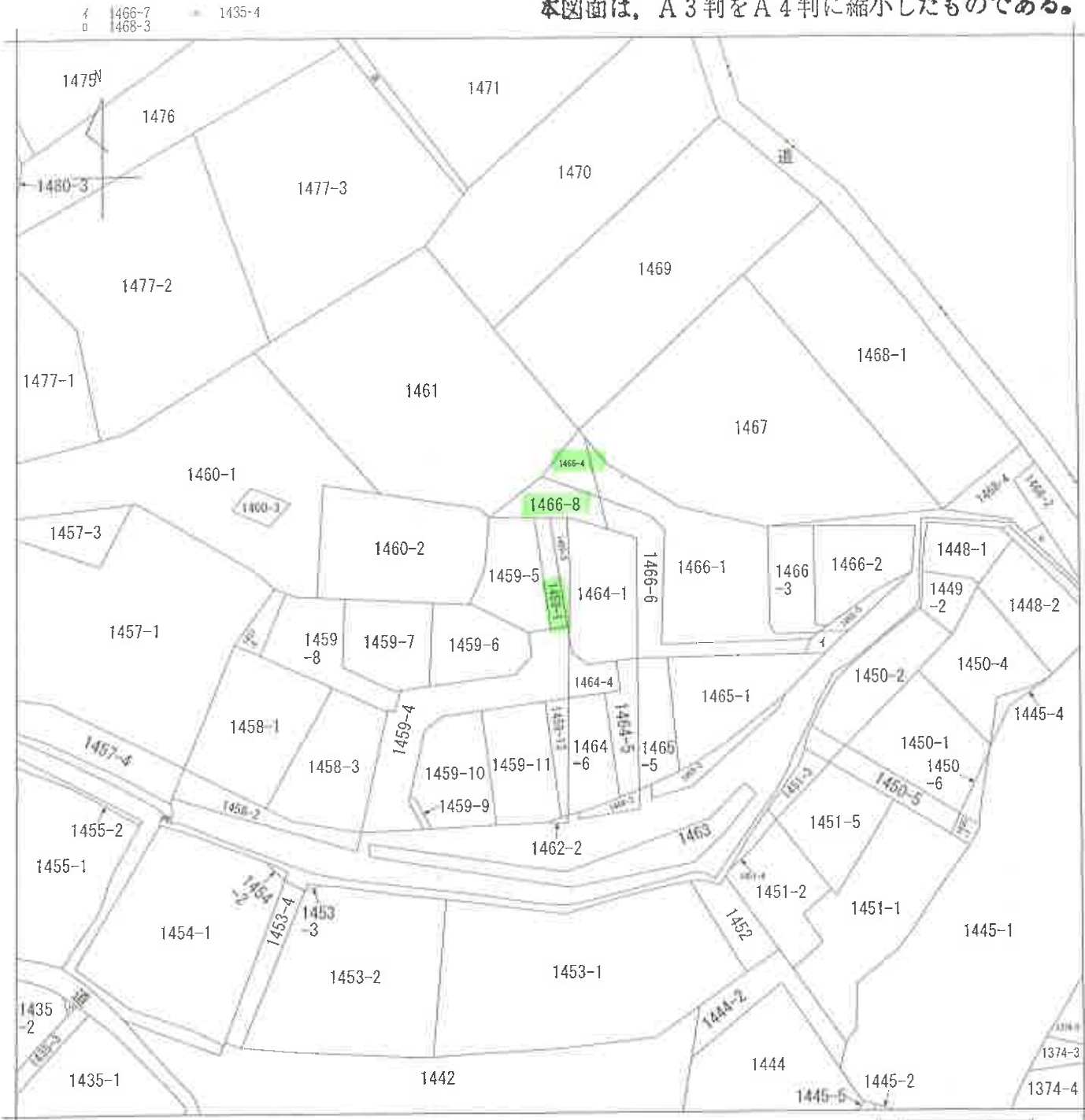
以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
3 年 9 月 3 日 (金) 11:45-11:50	目的物件所在地	目的物件確認, 外観調査, 写真撮影
3 年 9 月 8 日 (水) 19:25-19:31	当庁執行官事務室	B と通話 (事情聴取, 占有調査)
3 年 9 月 19 日 (日) 12:45-12:55	目的物件所在地	外観及び立入調査, 写真撮影 [評価人同行]
3 年 9 月 21 日 (火) 11:25-11:30	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書申請・受領
3 年 11 月 9 日 (火) 9:35-9:40	横浜地方法務局西湘二宮支局	公図申請・受領
年 月 日 () :-:		
年 月 日 () :-:		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
東大竹

請 求 部 分	所 在	伊勢原市東大竹字下谷戸				地 番	1459番1			
出 力 縮	1/600	精 度 区	座 標 系 又 是 番 号 記 号	分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図	
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)				補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局厚木支局管轄)
令和3年11月9日
横浜地方法務局西湘二宮支局
登記官

請求番号：3-4
(1/1)

(6 枚目)



公用

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和3年7月28日 滋賀県庁 測量課

(これは図面に記録されている内容と証明した書面である。)

測量年月日：平成29年3月23日

841723

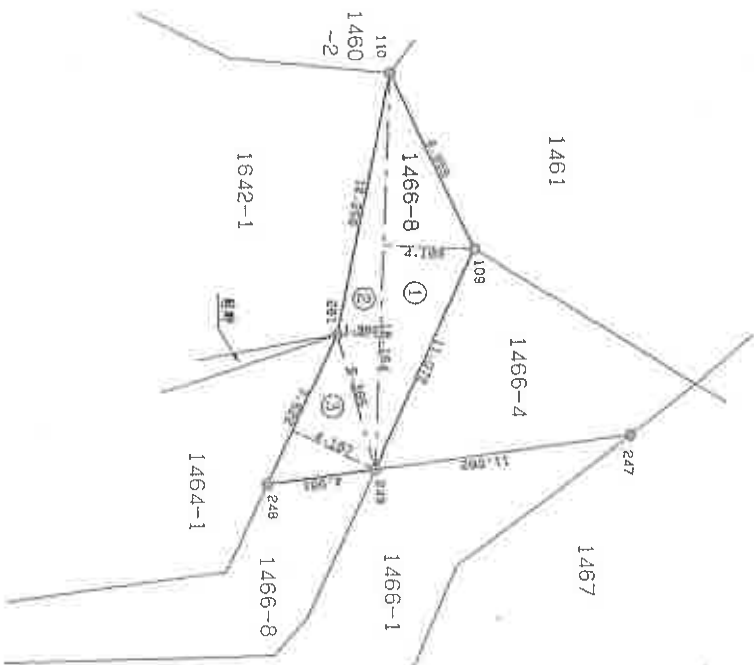
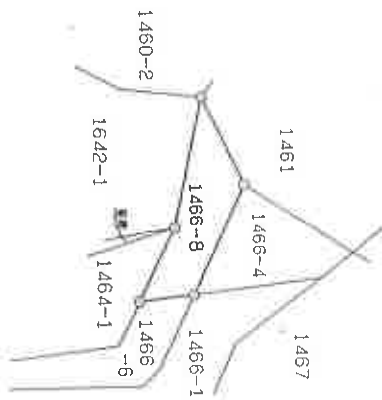
前(466-8)後・新開一・新

地積測量図

地番 1466-8

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

土地所在図 1:500



三斜求積表

地番	NO	座標	長さ	積算	面積	地積
1466-8	1	18.164 X	4.189	=	76.088986	
	2	18.164 X	1.982	=	36.001048	
	3	7.522 X	4.187	=	31.494614	
	合計				143.584658	
					71.7923290	71.79 m²

座標	X	Y
NO		
109	538.926	466.451
110	535.103	458.353
248	529.333	477.134
249	534.273	476.498
281	532.570	470.344
247	545.860	475.008

(任意座標)

製作者

申請人

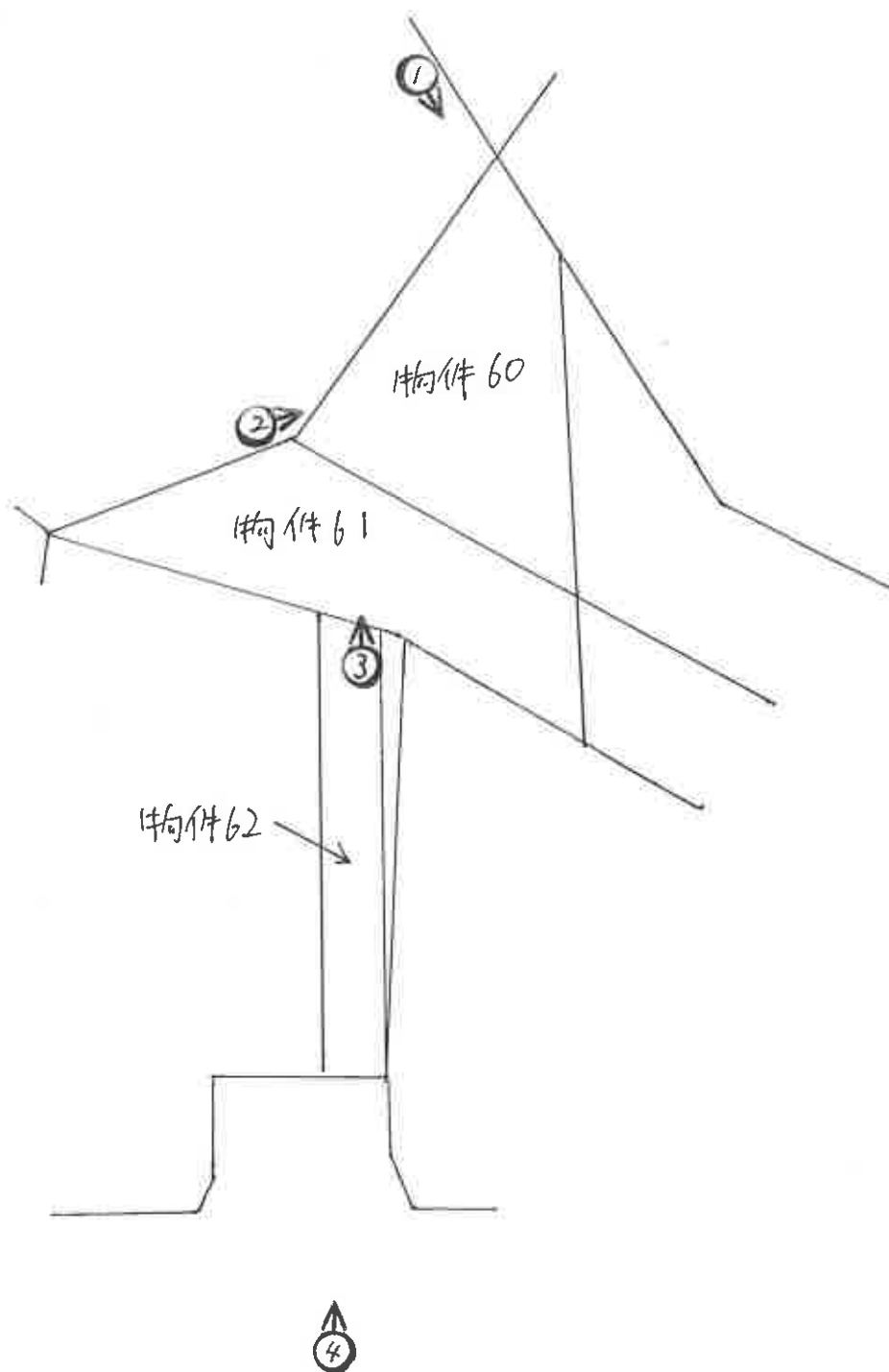
凡例
コンクリート杭 ①
鋼上点 ②

縮尺 1/250

写真撮影位置図



←○は写真撮影位置・方向



①

物件 6 0



②

物件 6 0



③

物件 6 1



④

物件 6 2



令和 3 年 (ケ) 第 115 号
令和 7 年 7 月 29 日 現地調査
令和 7 年 8 月 14 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

再 評 価 書

(物件 60 乃至物件 62)

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

第1 評価額

一 括 価 額 (合計)	
金280,000円	
内 訳 価 格	
物 件 6 0 (土地)	金110,000円
物 件 6 1 (土地)	金110,000円
物 件 6 2 (土地)	金60,000円

- ① 一括価格は、物件60乃至物件62の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 本件は前回評価時点から期間経過に鑑み再評価を行ったものである。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件の表示

物件 番号	登 記	現 況
6 0	次頁物件目録記載のとおり	
6 1		
6 2		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

60 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1466番4
地 目 畑
地 積 75平方メートル

所有者 B

61 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1466番8
地 目 雑種地
地 積 71平方メートル

所有者 B

62 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1459番1
地 目 宅地
地 積 36.14平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 B

~~63 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1406番地、1404番地
2、1406番地先~~

~~家屋 番号 1406番~~

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件60乃至物件62）

位置・交通	小田急小田原線「伊勢原」駅の南西方約 1.1km（道路距離）で、徒歩約 14分。	
付近の状況	幅員約 4.5m私道沿いに中小規模一般住宅等が多い開発による分譲住宅地域及び背後の農地（畑）等を中心とする地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定無し 50% 100% 防火指定なし ①埋蔵文化財包蔵地に該当している。 ②農業振興地域内、非農用地区域。 ③物件60の所有権の移転には農地法上の許可が必要であり、買受人は適格者証明が必要である。
画地条件	規模 形状 間口・奥行 地勢	（3筆合計）182.14㎡ 著しく不整形 南側間口約 2.5m、奥行約 30m 物件60はほぼ平坦であるが、物件61は物件62から続く傾斜地、法地等である。物件62は接面私道からの通路であり、私道沿いは一部平坦であるが、私道を基準にすると北向き上り傾斜地で、階段等になっている。 物件60と接面する東側、北西側隣接地とは概ねほぼ等高に接面し、一部北東側隣接地は 0.5～1m程度高い。物件61、62は隣接地と傾斜地、法地等の地勢なりに接面している。物件62の東側、西側は一部擁壁等が造られている。
接面道路の状況	南側幅員約 4.5m舗装私道（開発による道路：建築基準法第42条1項）の車輛転回部分に物件62の平坦部分でほぼ等高に約 2.5m接面している。物件60は私道より約 4m程度高い。	

土地の利用状況等	土地所有者が物件60を畑（家庭菜園）として占有し、物件61、物件62を雑種地として占有している。 令和7年7月18日、同年7月29日：立入調査	
供給処理施設	上水道	なし（私道内に上水道の本管が通っている）
	都市ガス	なし
	下水道	なし
特記事項	① 物件61土地は現場の状況及び所有者の陳述から灌木・雑草等が茂った土地であり、特に利用されていないと思われる。 物件62土地は大半が階段で構成されており通路として使用されていると思われるが、一般の通行の用に供されてはいないと思われる。 ② 物件61土地の境界は必ずしも明確ではない。 ③ 接面する私道（1459番4：開発による道路）に関して、本件所有者は持分9分の1を有しているが、本件競売の対象となっていない。 ④ 物件62は開発許可（許可番号：第73-24号、平成12年12月26日許可）による造成地で、開発区域内に該当するが、物件62の区域内における用途は専用住宅の敷地ではない。 ⑤ 昭和46年度固定資産課税台帳登録事項証明書による物件60、物件62の課税地目は畑であり、非既存宅地の可能性が高い。しかし、物件62は前記の通り開発許可区域内に該当している。 物件61は当時畦畔等であったと推定されることから非既存宅地の可能性が高い。 目的土地の宅地利用に当たっては、市街化調整区域内で建物が建築できるための各種要件を満たす必要があり、農家分家住宅、収用移転等を除き、一般的には困難である。 ⑥ 隣家の水道管が通っている様子であるが、詳細は不明である。 ⑦ 伊勢原市景観計画、景観条例等 ⑧ 立地適正化計画：居住誘導区域外 ⑨ 宅地造成等工事規制区域	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件60乃至物件62（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
60	14,400	30	4,320	× 75	× 1.0	= 320,000
		100				
61	14,400	30	4,320	× 71	× 1.0	= 310,000
		100				
62	14,400	30	4,320	× 36.14	× 1.0	= 160,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

基準地 伊勢原（県）－10

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 49,000\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{340} & = & 14,400\text{円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：基準地は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：基準地の所在地域は目的物件の地域に比して、街路条件、交通接近条件等でやや劣り、環境条件、熟成度、法規制等で著しく優れ、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：目的土地は形状（著しく不整形）、一部傾斜地、法地等であること、特記事項に記載したこと等で著しく劣り、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：必要なしと判断した。

2. 評価額の判定

前記1により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 評価額

物件番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
6 0	320,000			× 0.5	× 0.7		= 110,000
6 1	310,000			× 0.5	× 0.7		= 110,000
6 2	160,000			× 0.5	× 0.7		= 60,000
一括価格（合計）							= 280,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：受命物件は市街化調整区域内の農地、雑種地であり、一部所有権の移転には農地法上の許可が必要であり、買受人は適格者証明が必要なこと等市場性が著しく劣る。従って市況を考慮した一般市場性減価として、－50％と判定した。

競売市場修正：－30％と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 基準地価格 伊勢原（県）—10

所 在：伊勢原市上平間字松崎284番5

価 格：49,000円／㎡

位 置：小田急小田原線「伊勢原」駅の南東方約1.7km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：299㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：西3.5m市道

用 途 指 定 等：市街化調整区域（建蔽率50%、容積率100%）

地 域 の 概 要：農家住宅、一般住宅、畑等が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

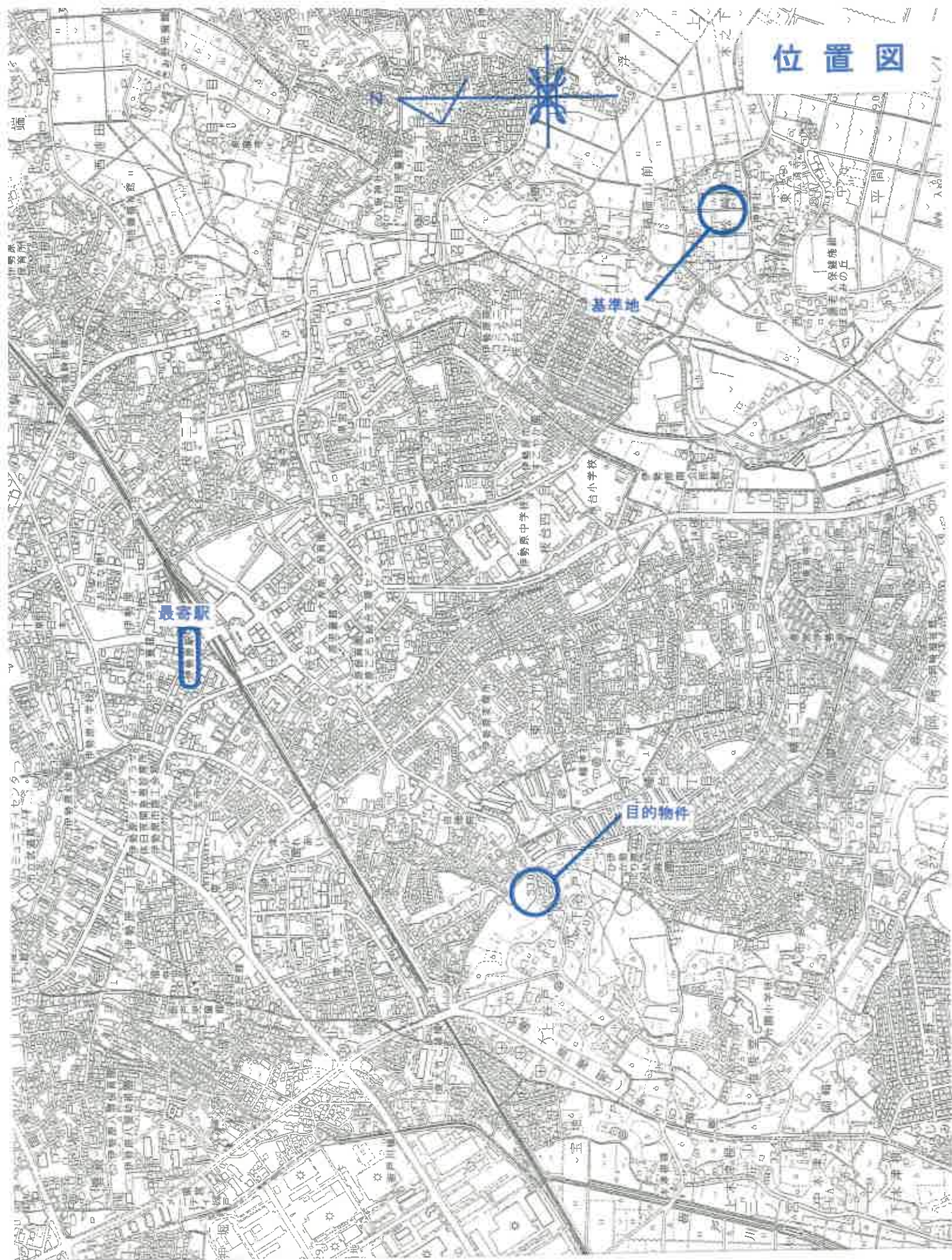
位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

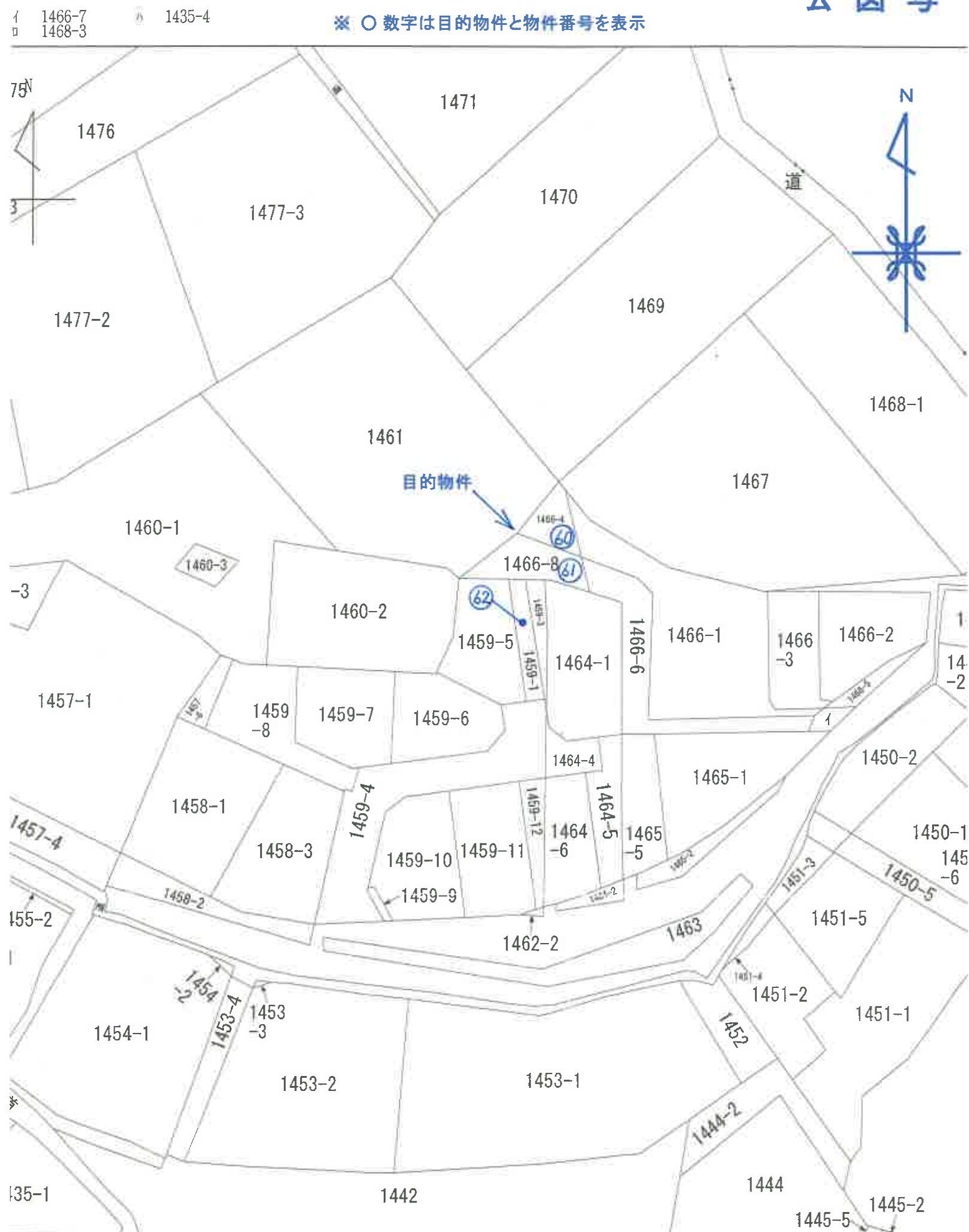
地積測量図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

以 上

位置図



※ ○ 数字は目的物件と物件番号を表示



本図面は、A3 判図面
から抜粋したものである。

登記年月日：平成7年4月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和3年9月29日 横浜地方支務局厚木支局 登記官

841719

前(466-4) 後・新同一新

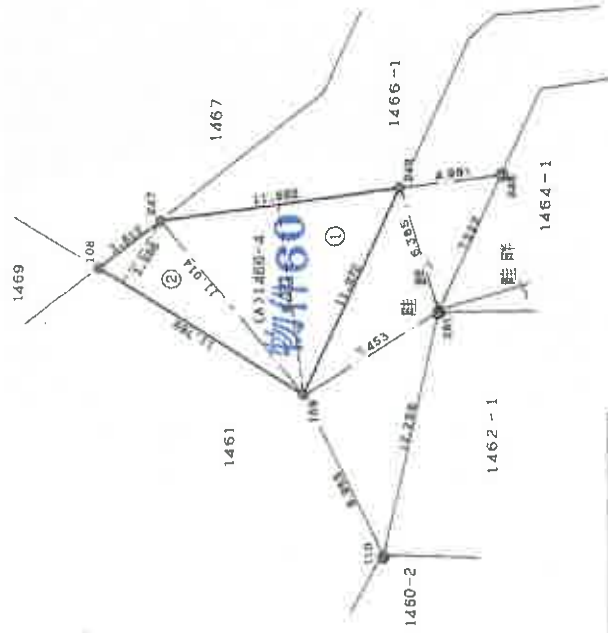
地積測量図

地番	1466-4
土地の所在	伊勢原市東大竹字下谷戸

物件60

三斜求積表

地番NO	底辺	高さ	倍面積	地積
(A)1466-4	11.682	9.371	109.472022	
2	11.769	3.566	41.968254	
合計		151.440276		75.72㎡



凡例
コンクリート杭
図上点

作製者	申請人	縮尺 1/250
-----	-----	----------

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件60

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
〔横浜地方法務局厚木支局管轄〕
令和3年7月28日 横浜地方法務局

令和3年7月28日

横浜地方法務局

登記證

- 13 -

地圖整理番号 M32521

841723

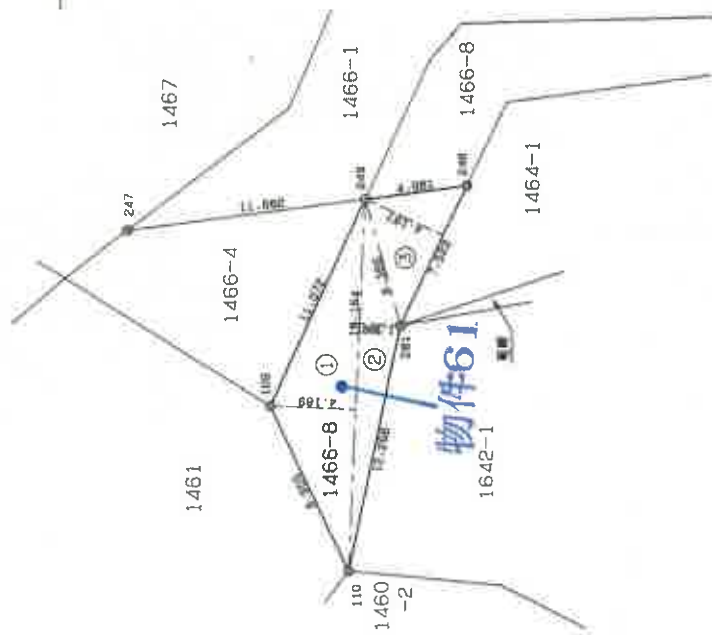
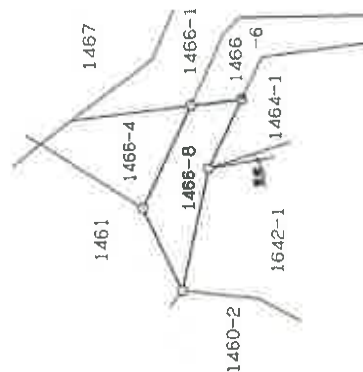
前(466-8)後・新同一・新

地積測量圖

1466-8

土地の所在
伊勢原市東大竹字下谷戸

土地所在图 1:500



物件61

表 續 求 解

地番	NO	座	近	寬	丈	倍	面	畝	地	積
1466	1	18.164	×	4.189	=	76.088996				
-8	2	18.164	×	1.982	=	36.001048				
	3	7.522	×	4.187	=	31.494614				
						143.584658				
						合計	71.7923290		71.79	

座 標 リ ス ト		
NO	X	Y
109	538.926	466.451
110	535.103	458.353
248	529.333	477.134
249	534.273	476.498
281	532.570	470.344
247	545.860	475.008

(任意座標)

(日曆表9)

凡 例	
コンクリート杭	
上 座	

作者

人中

縮尺	1/250
----	-------

物件 61

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

登記年月日：平成13年7月5日

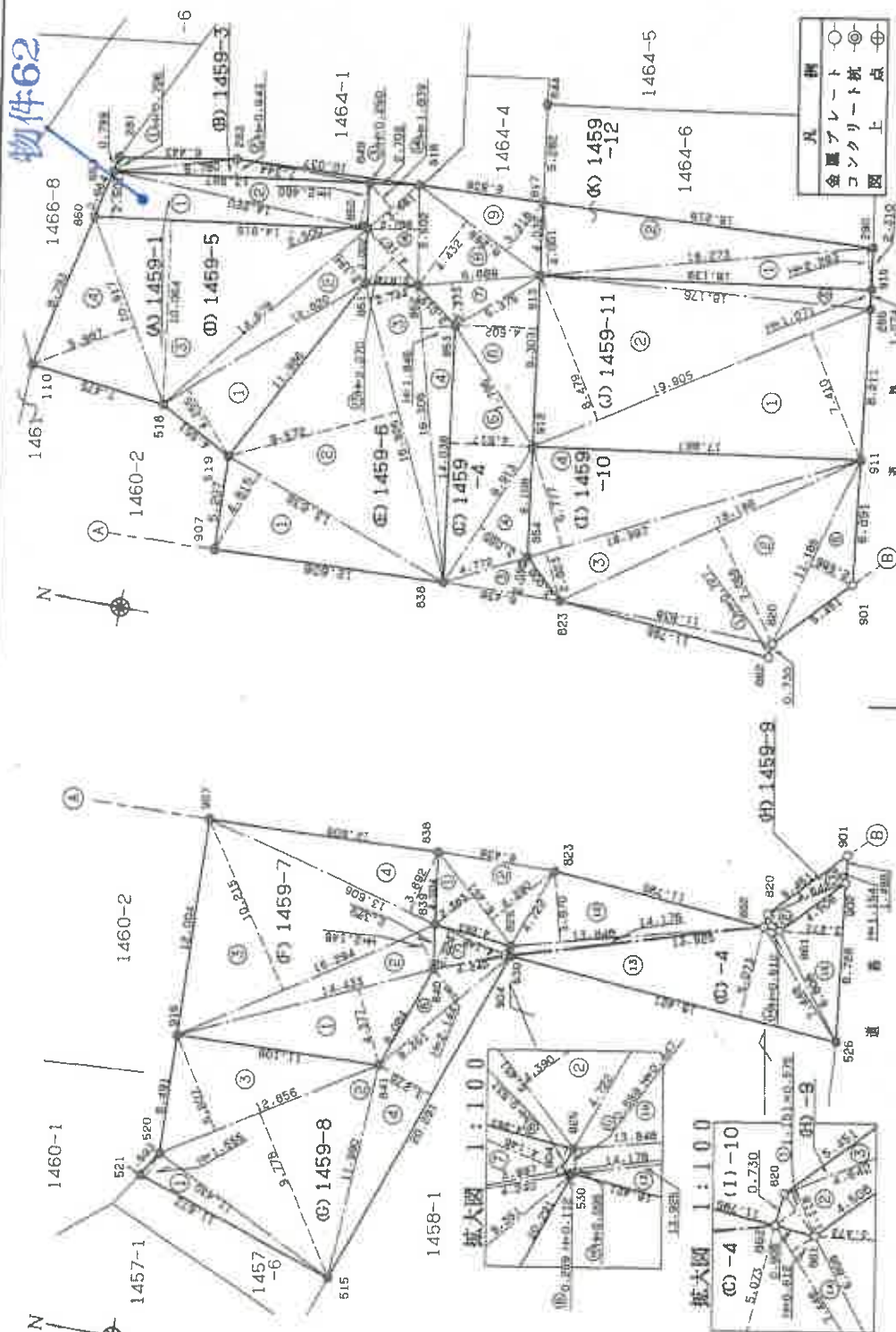
841707

地積測量図

1/3

地番 1459-1, 3-12

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



作製者

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和3年9月29日 横浜地方裁判所厚木支部

登記官

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 62

登記年月日：平成13年7月6日

841708

地積測量図

1459-1.3-12

伊勢原市東大竹字下谷戸

三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	積面積	地積
(F) 1459	1	14.433	4.377	63.173241	
-7	2	15.294	2.148	32.651512	
	3	15.294	10.215	156.228210	
	4	13.606	3.692	50.233352	
	合計		302.486315		151.24
(G) 1459	1	11.673	1.555	18.151515	
-8	2	12.856	9.778	125.705968	
	3	12.856	5.607	72.083592	
	4	20.291	3.278	66.513898	
	5	9.351	2.144	20.048544	
	6	4.240	0.112	0.474880	
	7	4.148	2.229	9.245892	
	8	4.263	0.537	2.289231	
	合計		314.513520		157.25
(H) 1459	1	1.151	0.575	0.661825	
-9	2	4.642	1.118	5.189756	
	3	5.451	1.154	6.290454	
	合計		12.142035		6.07
(I) 1459	1	11.838	0.727	8.586226	
-10	2	18.186	7.055	128.302230	
	3	18.997	2.823	53.628531	
	4	18.997	5.777	109.745669	
	5	11.185	2.586	28.924410	
	合計		329.207066		164.60
(J) 1459	1	19.905	7.410	147.496050	
-11	2	19.905	8.479	168.774495	
	3	18.176	1.071	19.466496	
	合計		335.737041		167.86
(K) 1459	1	18.273	2.293	41.889989	
-12	2	18.273	4.001	73.110273	
	合計		115.010262		57.50

三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	積面積	地積
(L) 1459	1	14.915	2.501	37.302415	
-1	2	14.220	2.460	34.981200	
	合計		72.283615		36.14
(M) 1459	1	6.780	0.706	4.786680	
-3	2	13.997	0.943	13.199171	
	3	10.037	0.250	2.509250	
	合計		20.495101		10.24
(N) 1459	1	6.451	2.583	16.662933	
-4	2	6.451	4.390	28.319890	
	3	6.438	2.098	13.506924	
	4	8.913	3.085	27.496605	
	5	14.038	4.517	63.409646	
	6	9.303	4.502	41.882106	
	7	6.689	2.373	15.872997	
	8	8.269	4.432	36.648208	
	9	8.269	3.318	27.436542	
	10	13.848	3.870	53.591760	
	11	14.176	0.447	6.336672	
	12	14.176	0.096	1.360896	
	13	18.421	5.073	93.449733	
	14	7.448	0.612	4.558176	
	15	8.728	3.473	30.312344	
	16	5.502	2.788	15.339576	
	17	4.167	2.070	8.625690	
	18	3.681	1.839	6.769359	
	合計		491.580057		245.79
(O) 1459	1	12.820	4.255	54.549100	
-5	2	14.678	2.194	32.203532	
	3	14.915	10.054	150.104560	
	4	10.917	5.987	65.360079	
	合計		302.217271		151.10
(P) 1459	1	13.636	4.815	65.657340	
-6	2	16.926	9.572	162.015672	
	3	16.926	2.744	46.444944	
	4	16.305	1.846	30.099030	
	合計		304.216986		152.10

作製者

申請人

縮尺

1/

請求番号：5-3

(2/3)

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 6 2

登記年月日：平成13年7月6日

841709

地 番 1459-1.-3--12

地 積 測 量 図

3/3

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

座 標 リ ス ト		
NO	X	Y
849	518.880	471.554
850	518.523	469.080
851	518.082	466.111
852	515.237	466.517
853	512.813	464.718
854	506.585	453.021
860	533.286	466.956
861	491.717	450.042
862	492.620	450.114
901	488.609	454.808
902	488.624	453.321
904	506.189	446.011
907	523.417	450.285
911	489.659	461.646
912	507.440	459.059
913	508.783	468.275
915	490.829	470.856
918	522.918	438.291
917	509.368	472.264
916	516.198	471.934

座 標 リ ス ト		
NO	X	Y
110	535.103	458.353
281	532.570	470.344
283	526.223	471.451
285	490.671	469.794
290	491.170	473.141
515	512.393	426.761
518	527.666	457.597
519	523.633	455.488
520	522.649	431.806
521	523.471	430.441
526	487.548	444.660
530	505.921	445.992
653	532.735	469.562
820	492.547	450.840
823	504.384	450.974
825	505.998	446.536
838	510.820	450.822
839	510.249	446.859
840	509.892	444.507
841	511.821	438.737
844	510.134	477.490

(任意座標)

(日 時 印)

(定 額 印)

作 製 者

申 請 人

縮 尺

1/

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和3年9月29日 横浜地方支局 厚本支局

登記官